

内共第二号共同漁業権漁場図

漁場の位置

筑後川本流の福岡県久留米市城島町(基点第十一号、基点第十二号)から福岡県と大分県境(基点第十三号、基点第十四号)までの流域及び同支流

漁場の区域

基点「第十一号」及び「第十二号」を結ぶ直線と基点「第十三号」及び「第十四号」を結ぶ直線との間の筑後川の本流(久留米市小森野地先の宝満川及び新宝満川を含む)、小石原川・佐田川(ダムを含む)及び同支流(三井郡大刀洗町、床島堰から小石原川に通ずる放水路を含む)、基点「第二十一号」及び「第二十二号」を結ぶ直線から下流の赤谷川、基点「第二十三号」及び「第二十四号」を結ぶ直線から下流の限の上川、基点「第二十五号」及び「第二十六号」を結ぶ直線から下流の巨瀬川並びに基点「第二十七号」及び「第二十八号」を結ぶ直線から下流の広川(白口川を除く)の区域

- 基点第 十一号 福岡県久留米市城島町と同市三瀬町境標柱
- 基点第 十二号 福岡県久留米市城島町下田 開平江川河口水門東角
- 基点第 十三号 大分県日田市大字夜明、夜明ダム堰堤右岸上流端
- 基点第 十四号 福岡県うきは市浮羽町三春、夜明ダム堰堤左岸上流端
- 基点第 二十一号 福岡県朝倉市杷木林田、林田堰下流側右岸台角
- 基点第 二十二号 福岡県うきは市杷木林田、林田堰下流側左岸台角
- 基点第 二十三号 福岡県うきは市吉井町桜井、長野橋下流側右岸橋台角
- 基点第 二十四号 福岡県久留米市大橋町合楽、大橋下流側右岸橋台角
- 基点第 二十五号 福岡県久留米市荒木町藤田、庄井手堰下流側右岸台角
- 基点第 二十六号 福岡県久留米市荒木町藤田、庄井手堰下流側左岸橋台角
- 基点第 二十七号 福岡県久留米市荒木町藤田、庄井手堰下流側右岸台角
- 基点第 二十八号 福岡県久留米市荒木町藤田、庄井手堰下流側左岸台角

